

静岡県告示第680号

次のように人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍に関する事業所取組調査を行うので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和7年10月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 調査の目的

静岡県内に事務所を有する事業所における人材確保・育成や就労環境の整備、多様な人材の活躍に関する取組状況を把握するため。

2 調査事項

- (1) 人手不足の状況に関する事項について
- (2) 人材戦略に関する事項について
- (3) 採用活動に関する事項について
- (4) 人材育成に関する事項について
- (5) 女性の活躍促進に関する事項について
- (6) 女性管理職の割合に関する事項について
- (7) 障害者の活躍に関する事項について
- (8) 高年齢者の活躍に関する事項について
- (9) 外国人の活躍に関する事項について
- (10) 育児休業に関する事項について
- (11) 介護休業に関する事項について
- (12) 職場環境づくりに関する事項について
- (13) カスタマーハラスメントに関する事項について
- (14) 所在地
- (15) 事業分類
- (16) 常用労働者数
- (17) 採用・退職者数
- (18) 非正規から正規への登用制度の有無
- (19) 非正規から正規への登用実績
- (20) 労働組合の有無

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 静岡県内に事務所を有する常用労働者数が10人以上の事業所

4 調査期日

令和7年11月1日から11月28日まで

5 調査方法

調査票は郵送で配布し、郵送又はオンラインで回答を求める。